

租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正

目 次	
一 非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の 改正……………	101
二 未成年者口座内の少額上場株式等に係 る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置 の改正……………	114
三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に 係る所得計算等の特例の改正……………	119
四 特定中小会社が発行した株式に係る特 例等の改正……………	123
五 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利 子所得等の非課税の改正……………	124
六 配当所得の改正……………	128
七 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の 特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の 課税の特例の改正……………	130
八 株式分配により取得した株式等の取得 価額の計算規定の創設……………	132
九 交付金銭等の受領者の告知及び支払調 書の改正……………	135
十 国外転出をする場合の譲渡所得等の特 例等の改正……………	135
十一 特定の取締役等が受ける新株予約権 等の行使による株式の取得に係る経済 的利益の非課税等の改正……………	137

一 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 配当所得の非課税措置の内容

居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきその非課税管理勘定に係る次に掲げる非課税口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限ります。）については、所得税を課さないこととされています（旧措法9の8）。

① 金融商品取引所に上場されている株式等その他これに類する一定の株式等の配当等で、

内国法人から支払がされるその配当等の支払に係る基準日においてその内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の100分の3以上に相当する数又は金額の株式（投資口を含みます。）又は出資を有する者（大口株主等）がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの（特定株式投資信託を除きます。）の収益の分配

③ 特定投資法人の投資口の配当等

(注) 上記の「非課税口座内上場株式等」とは、非課税上場株式等管理契約に基づき非課税口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいま

す。）に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている上場株式等をいうこととされてきました（旧措法37の14①）。

(2) 譲渡所得等の非課税措置の内容

居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、非課税口座内上場株式等のうちその非課税管理勘定に係るものの非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、所得税を課さないこととされています（旧措法37の14①）。

一方、非課税上場株式等管理契約に基づく非課税口座内上場株式等の譲渡による収入金額がその非課税口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされています（旧措法37の14②）。

(3) 非課税口座の意義

「非課税口座」とは、居住者等（その年1月1日において20歳以上である者に限ります。）が、上記の非課税措置の適用を受けるため、一定の手續に従い、その口座を設定しようとする年の属する勘定設定期間の非課税適用確認書、非課税管理勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書（以下「非課税適用確認書等」といいます。）を添付した非課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をして、その金融商品取引業者等との間で締結した非課税上場株式等管理契約に基づき平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る口座（その口座において非課税上場株式等管理契約に基づく取引以外の取引に関

する事項を扱わないものに限ります。）をいいます（旧措法37の14⑤一、旧措令25の13⑤）。

(4) 非課税上場株式等管理契約の意義

「非課税上場株式等管理契約」とは、上記の非課税措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約で、その契約書において次に掲げる事項が定められているものをいいます（旧措法37の14⑤二、旧措令25の13⑥～⑩、旧措規18の15の3③④）。

- ① 上場株式等の振替記載等は、その振替記載等に係る口座に設けられた非課税管理勘定において行うこと。
- ② 非課税管理勘定は、原則として、その勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。
- ③ 非課税管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。
 - イ 次に掲げる上場株式等で、その口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入代価、払込金額又は移管に係る口座からの払出し時の金額（時価）をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの
 - (イ) その期間内にその金融商品取引業者等への買付けの委託（買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの
 - (ロ) その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定又はその金融商品取引業者等の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、移管がされる上場株式等

ロ 上記イのほか、次に掲げる上場株式等

(イ) 居住者等が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行した法人の分割（分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）により取得するその分割承継法人又は分割承継親法人の株式で、その株式の非課税管理勘定への受入れを、振替記載等をする方法により行うもの（旧措令25の13⑩五）

(ロ) 非課税口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、非課税口座内上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

④ その他一定の事項

(5) 非課税管理勘定の意義

「非課税管理勘定」とは、居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に係る契約（非課税上場株式等管理契約）に基づき口座に振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます（旧措法37の14⑤二）。

(6) 非課税口座に関するその他の手続等

① 非課税口座異動届出書の提出

非課税口座を開設している居住者等が、その氏名、住所又は個人番号の変更をした場合は、その者は、遅滞なく、その旨その他一定の事項を記載した非課税口座異動届出書を、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出（その非課税口座異動届出書の提出に代えて行う電磁的方法

による非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供を含みます。）をしなければならないこととされています。この非課税口座異動届出書を提出する場合には、金融商品取引業者等の営業所の長にその者の本人確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をして、本人確認のための手続を行わなければならないこととされています（旧措令25の13の2①）。

（注）上記の「電磁的方法」とは、インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

② 非課税口座年間取引報告書の提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で非課税管理勘定が設けられていたものがある場合には、その非課税口座を開設した居住者等の各人別に、その非課税口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその非課税口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その非課税口座に係る非課税口座内上場株式等の配当等の額その他の事項を記載した非課税口座年間取引報告書を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等のその非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（旧措法37の14⑥、旧措規18の15の9①）。

2 改正の内容

(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設

この非課税措置（通称：NISA・ニーサ）は、これまで株式などのリスク資産への投資に親しみがなかった方に継続的な資産形成を始めるインセンティブを付与する観点等から導入された制度ですが、その利用者がこれまでも株式投資を行っていた高齢者層に偏っているなど、必ずしも制度趣旨に沿った利用がなされている状況にはありませんでした。このため、家計の安定

的な資産形成を支援する観点から、特に少額からの長期積立・分散投資を促進するための制度として、非課税累積投資契約に係る配当所得及

び譲渡所得等の非課税措置が次のとおり創設されました。

(参考) 非課税累積投資契約に係る非課税措置の概要

	非課税累積投資契約に係る非課税措置	いずれかを選択	従来の非課税措置
毎年の投資上限額	40 万円		120 万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20 年間		5 年間
口座開設期間	20 年間 (平成30年～平成49年)		10 年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した公募・上場株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
制度イメージ			

① 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間に支払を受けるべきその累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等の配当等のうち公募等株式投資信託の受益権に係るもの（その金融商品取引業者等が国内における支払の取扱者で一定のものである配当等に限り。）については、所得税を課さないこととされました（措法9の8二）。

(注1) 上記の「支払の取扱者で一定のもの」

とは、従来の非課税措置と同様に、配当等の支払を受ける者のその配当等の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として又は業務に関連して国内においてするものに限ります。）をする者で、社債、株式等

の振替に関する法律に規定する口座管理機関であるものです（措令5の2の2、措規5の5の2）。

(注2) この改正に伴い、非課税口座内上場株式等の範囲に、非課税累積投資契約に基づき非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその非課税口座に保管の委託がされている上場株式等が追加されています（措法37の14①）。

② 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後20年を経過する日までの間にその累積投資勘定に係る非課税口座内上場株式等である公募等株式投資信託の受益権の非課税累積投資契約に基づく譲渡をした場合には、その譲渡による事業所得、譲渡所得及

び雑所得については、所得税を課さないこととされました（措法37の14①）。

一方、非課税累積投資契約に基づく非課税口座内上場株式等である公募等株式投資信託の受益権の譲渡による収入金額がその公募等株式投資信託の受益権の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなすこととされます（措法37の14②）。

③ 公募等株式投資信託の意義

上記①及び②の公募等株式投資信託とは、次の証券投資信託をいいます（措法37の14①二）。

イ 公社債投資信託以外の証券投資信託で、その受益権が金融商品取引所に上場がされているもの又は外国金融商品市場において売買されているもの

ロ 公社債投資信託以外の証券投資信託で、その設定に係る受益権の募集が公募（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める取得勧誘をいいます。）により行われたもの

(イ) その受益権の募集が国内において行われる場合

その募集に係る金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘が同項第1号に掲げる場合（多数の者を相手方として行う場合をいいますが、適格機関投資家のみを相手方とするものは除かれます。

(ロ)において同じです。)に該当し、かつ、委託者指図型投資信託約款にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものである旨の記載がなされて行われるもの

(ロ) その受益権の募集が国外において行われる場合

その募集に係る取得勧誘が金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当するものに相当するものであり、か

つ、目論見書その他これに類する書類にその取得勧誘が同号に掲げる場合に該当するものに相当するものである旨の記載がなされて行われるもの

(注) 非課税累積投資契約に係る非課税措置の対象となる証券投資信託は、上記イ又はロの証券投資信託のうち、個人の財産形成が促進されるものとして一定の要件を満たすものに限られます。この一定の要件の詳細は、下記⑤ハをご参照ください。

④ 累積投資勘定から非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合の取扱い

イ みなし譲渡

次の(イ)から(ハ)までに掲げる事由により、累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含みます。）があった場合には、その払出しがあった受益権については、従来の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と同様に、その払出事由が生じた時に、その払出し時の金額（時価）により非課税累積投資契約に基づく譲渡があったものとみなして、上記②の措置及び非課税口座年間取引報告書（下記⑧ハ参照）の提出に関する規定その他所得税に関する法令の規定が適用されます（措法37の14④）。

(イ) ①非課税口座から他の保管口座への移管、②非課税口座内上場株式等に係る有価証券のその居住者等への返還又は③非課税口座の廃止

(ロ) 贈与又は相続若しくは遺贈

(ハ) 非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡

(注) 上記の払出し時の金額は、従来の非課税口座内上場株式等と同様に算定します（措令25の13④）。

ロ 払い出された受益権の取得価額

上記イ(イ)の事由による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設している（又は開設していた）居住者等に

ついては、その払出しがあった時に、その払出し時の金額をもってその払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数のその非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものと、上記イ(ロ)の贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取付した者については、その贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって非課税口座内上場株式等と同一銘柄の上場株式等の取得をしたものと、上記イ(ハ)の事由により非課税口座から払い出された非課税口座内上場株式等は、その払出し時の金額で譲渡があったものとそれぞれみなされます（措法37の14④）。このため、上記イ(イ)から(ハ)までの事由により非課税口座から払い出された上場株式等のその払出し後の取得価額は、その払出し時の金額によることとなります。

ハ 非課税口座内上場株式等である公募等株式投資信託の受益権の併合等により取得した公募等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れなかった場合の取扱い

非課税口座内上場株式等である公募等株式投資信託の受益権について生じた下記⑤ロ(ロ) i から iii までの事由により取得した公募等株式投資信託の受益権で累積投資勘定に受け入れなかったものがある場合には、その受益権については、その事由が生じた時にその累積投資勘定に受け入れたものと、その受入れ後直ちにその累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管があったものとそれぞれみなして、上記②及び④イの措置が適用されます（措令25の13⑬⑭）。なお、この場合には、下記⑤トの累積投資勘定からの非課税口座内上場株式等の払出しがあった場合における金融商品取引業者等から居住者等への払出し時の金額等の通知も必要となります（措令25の13⑰一）。

⑤ 非課税累積投資契約等の意義

この非課税措置の適用を受ける公募等株式投資信託の受益権の取得にあたっては、居住者等は金融商品取引業者等と累積投資契約及び非課税累積投資契約を締結する必要があります。

まず累積投資契約とは、その居住者等が、一定額の公募等株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して、その金融商品取引業者等に買付けの委託をし、その金融商品取引業者等から取得し、又はその金融商品取引業者等が行う募集（公募に限ります。）により取得することを約する契約で、あらかじめその買付けの委託又は取得をする公募等株式投資信託の受益権の銘柄が定められているものをいいます（措法37の14⑤四）。

(注) 上記の買付けの委託には、買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。下記ロ(イ)においても同じです。

次に非課税累積投資契約とは、上記①、②及び④の措置の適用を受けるために居住者等が金融商品取引業者等と締結した累積投資契約により取得した上場株式等（公募等株式投資信託の受益権）の振替記載等に係る契約で、その契約書において、次に掲げる事項が定められているものをいいます（措法37の14⑤四、措令25の13⑬～⑰⑳、措規18の15の3⑳㉑）。

イ 公募等株式投資信託の受益権の振替記載等は、振替記載等に係る口座に設けられた累積投資勘定において行うこと。

ロ 累積投資勘定においては、その居住者等の公募等株式投資信託の受益権のうち次に掲げるもののみを受け入れること。

(イ) その口座に累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間（以下「受入期間」といいます。）内にその金融商品取引業者等への買付けの委託により取得をした受益権、その金融商品取引業者等から取得をした受益権又はその金融商品取引業者等が行う募集

（公募に限ります。）により取得をした受益権のうち、その取得後直ちにその口座に受け入れられるものでその受入期間内に受け入れた取得対価の額の合計額が40万円を超えないもの

(ロ) 上記(イ)のほか、次に掲げる受益権

i 居住者等が開設する非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権について行われたその受益権の分割又は併合により取得する受益権で、その分割又は併合に係る受益権の累積投資勘定への受入れを、その非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又はその非課税口座に保管の委託をする方法により行うもの

ii 居住者等が開設する非課税口座に設けられた累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権に係る公募等株式投資信託の併合（受益者に併合に係る新たな投資信託の受益権のみの交付がされるものに限り。）により取得するその併合に係る新たな投資信託の受益権で、その併合に係る新たな投資信託の受益権の累積投資勘定への受入れを、その非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又はその非課税口座に保管の委託をする方法により行うもの

iii 居住者等が開設する非課税口座に設けられた二以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定（その二以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定が同一の非課税口座に設けられている場合のその二以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定に限ります。）に係る同一銘柄の公募等株式投資信託の受益権について生じた上記 i 又は ii の事由により取得する受益権（非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができるもの

を除きます。）で、その二以上の非課税管理勘定又は累積投資勘定のうち最も新しい年に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定への受入れを、その非課税口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又はその非課税口座に保管の委託をする方法により行うもの

(注) 上記iiiにより、受益権の分割若しくは併合又は信託の併合により各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定において生じた1口に満たない端数の受益権を、まとめて最も新しい非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができます。

ハ 累積投資勘定に受け入れる公募等株式投資信託の受益権は、その受益権を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして次に掲げる要件を満たすものに限られること（措令25の13⑬⑭、平29内閣府告540）。

(イ) その公募等株式投資信託の受益権の委託者指図型投資信託約款（その公募等株式投資信託が外国投資信託である場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）に次の定めがあること。

i 信託契約期間を定めないこと又は20年以上の信託契約期間が定められていること。

ii 信託財産は、安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的により投資する場合を除き、デリバティブ取引、商品デリバティブ取引、先物外国為替取引その他のデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用を行わないこととされていること。

iii 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ、

信託の計算期間（その公募等株式投資信託が外国投資信託である場合には、収益の分配に係る計算期間）ごとに行うこととされていること。

(ロ) その他内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件

(注1) 上記(イ)iiの「安定した収益の確保及び効率的な運用を行うためのものとして内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める目的」は、①投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的、②価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的、③先物外国為替取引により為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的とされています。

(注2) 上記(ロ)の「その他内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件」は、次に掲げる公募等株式投資信託の区分に応じ、次に定める要件とされています。なお、投資信託委託会社は、公募等株式投資信託の受益権について累積投資勘定に受け入れることができるものとして募集又は売出しをする場合には、その受益権に関する事項を記載した対象商品届出書を内閣総理大臣に提出する必要があります。

1 上場株式投資信託（公社債投資信託以外の証券投資信託のうち、その受益権が金融商品取引所に上場がされているもの又は外国金融商品市場において売買されているものをいいます。）……次に掲げる要件

(1) 信託報酬率を0.25%以下とする旨が、その募集に係る有価証券届出書に記載されていること。

(2) 受益権の累積投資勘定への受入れ等に際して、受益者から金融商品取引業者等に支払われることとされている手数料のその受益権の

対価に対する割合が1.25%以下であること。

(3) 上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は一定の範囲の指数のうちいずれか一の指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率をその一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

(4) その他一定の要件

2 公募株式投資信託（公募等株式投資信託で、上場株式投資信託に該当するもの以外のものをいいます。）で、委託者指図型投資信託約款において信託財産は一定の株式、公社債、不動産投資信託の指数のうちいずれか一の指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権一口当たりの純資産額の変動率をその一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあるものその他一定のもの（以下「指定インデックス投資信託」といいます。）……次に掲げる要件

(1) 信託報酬率を一定の割合以下とする旨が、その募集又は売出しに係る有価証券届出書に記載されていること。

(2) 受益権の累積投資勘定への受入れ等に際して、受益者から金融商品取引業者等に対して手数料が支払われないこととされていること。

(3) その他一定の要件

3 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託……次に掲げる要件

(1) 上記2(1)から(3)までに掲げる要件

(2) 基準計算期間（信託契約期間の開始の日から対象商品届出書の提出の日の直前に終了した信託の計算期間の末日までの期間をいいます。）における主たる投資対象が株式であること、基準計算期間の末日における純資産額が50億円以上であること、基準計算期間が5年以上であることその他の基準計算期間における一定の要件

ニ その金融商品取引業者等の営業所の長は、その口座を開設している居住者等から提出を受けたその口座に係る非課税口座開設届出書に記載された氏名及び住所（以下「届出住所等」といいます。）が次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合の区分に応じ次に定める事項と同じであることを、基準経過日（その口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「確認期間」といいます。）に確認すること。

(イ) その金融商品取引業者等の営業所の長が、居住者等からその者の住所等確認書類の提示又は特定署名用電子証明書等の送信を受けて、基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合……その住所等確認書類又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた基準経過日における氏名及び住所

(ロ) その金融商品取引業者等の営業所の長が、居住者等の届出住所等に係る住所に宛てて郵便又はこれに準ずるものにより、転送不要郵便物等（その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいいます。）として書類を送付し、その居住者等からその書類（その居住者等が基準経過日における氏名及び住所その他の事項を記載した書類に限ります。）の提出を受けた場合……その居住者等が

その書類に記載した基準経過日における氏名及び住所

(注1) 非課税口座開設届出書の提出後、氏名又は住所の変更に係る非課税口座異動届出書の提出があった場合には、その非課税口座異動届出書（二以上の非課税口座異動届出書の提出があった場合には、最後に提出がされた非課税口座異動届出書）に記載又は記録がされた変更後の氏名及び住所が、上記の「届出住所等」となります（措令25の13⑭）。

(注2) 確認期間内に、その居住者等から氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合は、その基準経過日については上記の二の確認は不要となります（措令25の13⑭ただし書）。

(注3) 上記(イ)の住所等確認書類には、個人番号カード、住民票の写し、印鑑証明書、国民健康保険の被保険者証等が該当します（措規18の15の3⑥、18の12④）。また、特定署名用電子証明書等とは、①署名用電子証明書及び②その署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るものが記録された電磁的記録をいいます（措令25の13⑨一、措規18の15の3④、18の12①二）。

ホ その累積投資勘定において振替記載等がされている公募等株式投資信託の受益権の譲渡は、(イ)その金融商品取引業者等への売委託による方法、(ロ)その金融商品取引業者等に対してする方法又は(ハ)租税特別措置法第37条の11第4項の規定によりその金額が上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる投資信託の終了若しくは一部の解約により交付される金銭その他の資産がその金融商品取引業者等の営業所を経

由して交付される方法のいずれかの方法によること。

ヘ その累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から20年を経過した日においてその累積投資勘定に係る公募等株式投資信託の受益権は、その累積投資勘定が設けられた口座から他の保管口座に移管されること。

ト 上記④イ(i)から(i)までに掲げる事由により、累積投資勘定からの公募等株式投資信託の受益権の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、上記ロ(ii)から(iii)までの事由に係るもの及び特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合には、その累積投資勘定が設けられている口座を開設され、又は開設されていた金融商品取引業者等は、その口座を開設し、又は開設していた居住者等（相続又は遺贈による払出しがあった場合には、その相続又は遺贈によりその口座に係る非課税口座内上場株式等であった公募等株式投資信託の受益権を取得した者）に対し、その払出しがあった公募等株式投資信託の受益権の払出し時の金額及び数、その払出しに係る上記④イ(i)から(i)までに掲げる事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知すること。

チ その口座を開設されている金融商品取引業者等の営業所の長は、その口座を開設している居住者等について、確認期間内に上記ニの基準経過日に係る確認をしなかった場合（確認期間内に、その居住者等から氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合を除きます。）には、その確認期間の終了の日の翌日以後、その口座に係る累積投資勘定に新たに買付け等により取得する公募等株式投資信託の受益権（上記ロ(i)に掲げる受益権）を受け入れないこと。

（注） 上記チのケースに該当した場合でも、

その確認期間の終了の日の翌日以後に、次に掲げる場合のいずれかの場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後は、新たに買付け等により取得した公募等株式投資信託の受益権の累積投資勘定への受入れを再開することができます（措令25の13⑯ただし書）。

1 その金融商品取引業者等の営業所の長が、その居住者等の届出住所等につき、上記ニ(i)又は(ii)に掲げる場合の区分に応じ上記ニ(i)又は(ii)に定める氏名及び住所と同じであることを確認した場合

2 その金融商品取引業者等の営業所の長が、その居住者等から、その者の氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書の提出を受けた場合

⑥ 累積投資勘定の意義

累積投資勘定とは、非課税累積投資契約に基づき振替記載等がされる公募等株式投資信託の受益権につき、振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、次に掲げる要件を満たすものをいいます（措法37の14⑤五）。

イ その勘定は、金融商品取引業者等の営業所の長が居住者等から提出を受けた非課税適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書に記載された累積投資勘定の勘定設定期間内の各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）においてのみ設けられること。

（注） 上記のとおり、非課税管理勘定が設けられる年についてはその非課税口座に累積投資勘定を設けることはできないこととされているため、従来の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置と今般創設された非課税累積投資契約に係る非課税措置は、年ごとに適用する措置を選択

することができます。

ロ その勘定は、その累積投資勘定に係る勘定設定期間内の各年の1月1日において設けられること。ただし、非課税適用確認書が年の中途において提出された場合におけるその提出された日の属する年にあつてはその提出の日に設けられ、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が提出された場合にあつては税務署長から累積投資勘定の設定ができる旨その他の事項の提供があつた日（その勘定を設定しようとする年の1月1日前にその事項の提供があつた場合には、同日）に設けられます。

⑦ 非課税口座の要件等の改正

イ 非課税口座に関する改正

非課税累積投資契約に係る非課税措置が創設されたことに伴い、非課税口座を新たに設定することができる期間が平成49年12月31日まで延長されました（措法37の14⑤一）。なお、非課税口座を開設するための手続は従前どおりであり、その口座を設定しようとする年の属する勘定設定期間（下記ロ(イ)参照）の非課税口座適用確認書、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付した非課税口座開設届出書を金融商品取引業者等の営業所の長に提出をする必要があります。

ロ 非課税適用確認書等に関する改正

(イ) 非課税適用確認書に、非課税口座に新たに累積投資勘定を設けることができる期間（勘定設定期間）として平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間を記載することとされました（措法37の14⑤六、措規18の15の3⑧）。平成35年分までは、非課税管理勘定に係る勘定設定期間（平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間）と併記され、金融商品取引業者等の営業所に提出する際に、どちらの勘定を設定するかを選択することになります。なお、非課税適用確認

書の交付を受けるための手続は従前どおりです。

(ロ) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座に設けられるべき累積投資勘定を他の非課税口座に設けようとする場合には、従来の非課税管理勘定の場合と同様に、金融商品取引業者等変更届出書をその金融商品取引業者等に提出し、勘定廃止通知書の交付を受ける必要があります（措法37の14⑭～⑯）。この勘定廃止通知書は、非課税管理勘定廃止通知書の名称が変更されたもので、累積投資勘定を廃止した場合にはその旨及びその廃止した年月日等について記載することとされました（措法37の14⑤七、措規18の15の3⑨）。

(ハ) 金融商品取引業者等の営業所に非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座について非課税累積投資契約に係る非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合には、従来の非課税上場株式等管理契約に係る非課税措置の適用を受けることをやめようとする場合と同様に、非課税口座廃止届出書をその金融商品取引業者等に提出する必要があります（措法37の14⑰～⑱）。また、非課税口座廃止届出書を提出した場合に、金融商品取引業者等の営業所の長から交付を受ける非課税口座廃止通知書には、非課税口座を廃止した日の属する年分の累積投資勘定への上場株式等（公募等株式投資信託の受益権）の受入れの有無について記載することとされました（措法37の14⑤八、措規18の15の3⑩）。

⑧ 非課税累積投資契約に係る非課税措置に関するその他の手続等

イ 非課税口座異動届出書の提出

ある年に非課税口座に非課税管理勘定を設けて非課税措置の適用を受けていた居住

者等が、その翌年以後に累積投資勘定を設けて非課税措置の適用を受けようとする場合や、平成35年に非課税管理勘定が設けられていた非課税口座に平成36年以後に累積投資勘定を設けようとする場合には、非課税口座異動届出書を提出することとされました。

具体的には、非課税口座を開設している居住者等が、その非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定を変更しようとする場合又はその非課税口座（平成36年1月1日において平成35年分の非課税管理勘定が設けられていたものに限ります。）に平成36年分以後の累積投資勘定を設けようとする場合には、その者は、次に掲げる事項を記載した非課税口座異動届出書を、その非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされました（措令25の13の2①、措規18の15の4①）。

(イ) 非課税口座異動届出書の提出をする者の氏名、生年月日及び住所

(ロ) 非課税口座異動届出書の提出先の金融商品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号及びその非課税口座に現に設けられている非課税管理勘定又は累積投資勘定に係る勘定設定期間の区分

(ハ) 非課税口座に係る勘定の変更又は平成36年分以後の累積投資勘定の設定をする旨及びその変更又は設定をしようとする勘定の年分

(ニ) その他参考となるべき事項

(注) 翌年以後に設けられる勘定（非課税管理勘定又は累積投資勘定）の種類を変更しようとする場合には、非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約においてその勘定が設けられることとされている日（すなわち、その年1月1日）の前日までに非課税口座異動届出書を提出

する必要があります。

この勘定の変更又は設定に係る非課税口座異動届出書の提出に当たっては、氏名、住所又は個人番号の変更に係る非課税口座異動届出書を提出する場合と異なり、提出者による金融商品取引業者等の営業所の長に対する本人確認書類の提示及び署名用電子証明書等の送信の必要はありませんが、電磁的方法による非課税口座異動届出書に記載すべき事項の提供はできません。また、勘定の変更又は設定に係る非課税口座異動届出書については、金融商品取引業者等の営業所の長による税務署長への非課税口座異動届出書に記載された事項その他の事項の提供は不要です（措令25の13の2④）。

ロ 金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿の整理保存

金融商品取引業者等の営業所の長は、上記⑤ニの基準経過日における居住者等の氏名及び住所の確認をした場合には、その確認に関する帳簿に、その確認をした年月日及びその確認の際に提示を受けた住所等確認書類の名称若しくは特定署名用電子証明書等の送信を受けた旨又は上記⑤ニ(ロ)の書類の提出を受けた旨を記載することにより、その確認をした旨を明らかにしておかなければなりません（措令25の13②⑥、措規18の15の3⑨）。

ハ 非課税口座年間取引報告書の提出

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた非課税口座で累積投資勘定が設けられていたものがある場合には、その非課税口座を開設した居住者等の各人別に、非課税口座年間取引報告書を非課税口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等のその非課税口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法37の14②⑥、措規18の15の9①）。

ニ 非課税口座年間取引報告書の記載事項

非課税累積投資契約に係る非課税措置の創設及び下記(2)①の改正に伴い、非課税口座年間取引報告書の記載事項が改正されました。具体的には、非課税口座に満期移管上場株式等（下記(2)①の他年分非課税管理勘定から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるものをいいます。）を受け入れた場合には、その満期移管上場株式等を他の非課税口座内上場株式等と区分するとともに、非課税管理勘定又は累積投資勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数並びに取得対価の額の合計額及び総額を記載することとされました（措規18の15の9②、別表第七（三））。

(2) 非課税口座内上場株式等の移管手続の簡素化

① 非課税期間満了時の上場株式等の移管に係る移管時の価額の上限額の撤廃

非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定には、その非課税口座に設けられている他の年分の非課税管理勘定で管理されている上場株式等を移管することができることとされていますが、これにより移管ができる上場株式等は、その移管時における価額（時価）で120万円までのものとされていました。このため、移管しようとする上場株式等が取得時よりも値上がりしてその移管時の価額が120万円を超えている場合には、どの上場株式等について移管をするかの選択をする必要がありました。このような他の年分の非課税管理勘定からの上場株式等の移管は5年間の非課税期間の満了時に集中して行われることが想定されるため、その移管に係る事務処理を円滑にする観点から、非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了日に設けられる非課税管理勘定に移管するものについ

ては移管時の上場株式等の価額の上限額を撤廃することとされました。具体的には、他年分非課税管理勘定（次のイ及びロに掲げる非課税管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるものについては、その移管時の上場株式等の価額にかかわらず、全ての上場株式等を移管することができることとされました（措法37の14⑤二ロ、措令25の13⑨⑩）。

イ その非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定

ロ その非課税口座が設けられている金融商品取引業者等の営業所に開設されている未成年者口座に係る非課税管理勘定

なお、移管先の非課税管理勘定において上場株式等を受け入れることができる上限額は、年間投資額の120万円からこの移管に係る払出し時の金額（時価）を控除した金額となります。したがって、その移管をした上場株式等の払出し時の金額が120万円を超えている場合には、その移管をした年分の非課税管理勘定には新たに取得する上場株式等を受け入れることはできません。また、非課税期間の満了時以外に上場株式等の移管を行う場合には、これまでどおり、その移管時における価額が120万円までの上場株式等を移管することができます（措法37の14⑤二イ）。

② 非課税口座内上場株式等移管依頼書等の電磁的方法による提出

非課税管理勘定に上場株式等を移管する際には、金融商品取引業者等の営業所の長に、その移管を依頼する旨、移管する上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他一定の事項を記載した非課税口座内上場株式等移管依頼書又は未成年者口座非課税口座間移管依頼書を提出することとされていますが、これらの依頼書は、これまで電磁的方法（インター

ネットや電子メール等を利用した方法) による提出はできないこととされていました。今回の改正では、これらの依頼書の提出に係る手続を簡便化する観点から、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われる場合には、電磁的方法によるこれらの依頼書に記載すべき事項の提供ができることとされました（措令25の13⑨⑩、措規18の15の3③～⑤）。

（注） 特定署名用電子証明書等については、上記(1)⑤ニ（注3）をご参照ください。

3) 株式分配に係る改正

平成29年度税制改正では、株式分配が組織再編税制の対象となる組織再編成の対象とされました。この組織再編税制の改正の一環として、個人株主が所有する株式について株式分配により完全子法人の株式が交付された場合に、その株式分配が、その法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付がされるもので、その株式が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうち占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものであるときは、その所有する株式に対する譲渡益課税を繰り延べることとされたところです（措法37の10等）。

この改正に伴い、上記1(4)の非課税上場株式等管理契約に基づき非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が開設する非課税口座に設けられた非課税管理勘定に係る非課税口座内上場株式等を発行した法人の行った株式分配（上記の株式譲渡益課税

の繰延べの対象となるものに限ります。）により取得するその完全子法人の株式で、その完全子法人の株式の非課税管理勘定への受入れを、振替記載等をする方法により行うものが追加されました（措令25の13⑩五の二）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)（⑧ハ及びニを除きます。）の改正は、平成29年10月1日から施行され、平成30年1月1日以後に設けられる累積投資勘定について適用されます（措法37の14⑤一口、改正法附則1三チ、改正措令附則1三、改正措規附則1三）。
- (2) 上記2(1)⑧ハ及びニの改正は、平成30年以後の各年において金融商品取引業者等に開設されている非課税口座に係る報告書について適用され、平成29年以前の各年において金融商品取引業者等に開設されていた非課税口座に係る報告書については従前どおりとされています（改正措規附則5②）。
- (3) 上記2(2)①の改正は、平成30年12月31日以後に非課税期間が満了する上場株式等について適用されます（措法37の14①⑤）。
- (4) 上記2(2)②の改正は、平成29年10月1日から施行されます（改正措令附則1三、改正措規附則1三）。
- (5) 上記2(3)の改正は、法人の株式分配で平成29年4月1日以後に行われるものにより非課税口座に受け入れる完全子法人の株式について適用されます（改正措令附則13）。

二 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 配当所得の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する

非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、次に掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じそれぞれ次に定める期間内に支払を受けるべきその未成年者口座内上場株式等の配当等（その金融商品取引業者等が国内における支払

の取扱者で一定のものである配当等に限りま
す。）については、所得税を課さないこととさ
れています（措法9の9①）。

① 非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場
株式等……その未成年者口座にその非課税管
理勘定を設けた日から同日の属する年の1月
1日以後5年を経過する日までの間

② 継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株
式等……その未成年者口座にその継続管理勘
定を設けた日からその未成年者口座を開設し
た者がその年1月1日において20歳である年
の前年12月31日までの間

(注) 上記の「未成年者口座内上場株式等」とは、
未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座
に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、
又はその未成年者口座に保管の委託がされて
いる上場株式等をいいます（措法37の14の2
①）。

(2) 譲渡所得等の非課税措置の内容

金融商品取引業者等の営業所に未成年者口座
を開設している居住者等が、上記(1)①及び②に
掲げる未成年者口座内上場株式等の区分に応じ
それぞれ上記(1)①及び②に定める期間内に、そ
の未成年者口座内上場株式等のその未成年者口
座管理契約に基づく譲渡をした場合には、その
譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得につ
いては、所得税を課さないこととされています
（措法37の14の2①）。

一方、未成年者口座管理契約に基づく未成年
者口座内上場株式等の譲渡による収入金額がそ
の未成年者口座内上場株式等の取得費及びその
譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に
係る必要経費に満たない場合におけるその不足
額（損失額）は、所得税に関する法令の規定の
適用については、ないものとみなすこととされ
ています（措法37の14の2②）。

(3) 未成年者口座の意義

未成年者口座とは、居住者等（その年1月1

日において20歳未満である者又はその年中に出
生した者に限ります。）が、上記の非課税措置
の適用を受けるため、一定の手續に従い、未成
年者非課税適用確認書又は未成年者口座廃止通
知書を添付した未成年者口座開設届出書を金融
商品取引業者等の営業所の長に提出をして、そ
の金融商品取引業者等との間で締結した未成年
者口座管理契約に基づき平成28年4月1日から
平成35年12月31日までの間に設定された上場株
式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保
管の委託（以下「振替記載等」といいます。）
に係る口座（その口座において未成年者口座管
理契約に基づく取引以外の取引に関する事項を
扱わないものに限ります。）をいうこととされ
ています（措法37の14の2⑤一）。

(4) 未成年者口座管理契約の意義

未成年者口座管理契約とは、上記の非課税措
置の適用を受けるために居住者等が金融商品取
引業者等と締結した上場株式等の振替記載等に
係る契約で、その契約書において、次に掲げる
事項が定められているものをいいます（旧措法
37の14の2⑤二、旧措令25の13の8③～⑨、同
条⑰において準用する措令25の13⑥⑦⑩、旧措
規18の15の10③～⑧）。

① 上場株式等の振替記載等は、その振替記載
等に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は
継続管理勘定において行うこと。

② 非課税管理勘定においてはその居住者等の
次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

イ 次に掲げる上場株式等で、その口座に非
課税管理勘定が設けられた日から同日の属
する年の12月31日までの期間内に受け入れ
た上場株式等の取得対価の額（購入代価、
払込金額又は移管に係る口座からの払出し
時の金額（時価）をいいます。）の合計額
が80万円を超えないもの

(イ) その期間内にその金融商品取引業者等
への買付けの委託（買付けの委託の媒介、
取次ぎ又は代理を含みます。）により取

得をした上場株式等、その金融商品取引業者等から取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等が行う上場株式等の募集（公募に限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れられるもの

(ロ) その非課税管理勘定を設けた口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等

ロ 上記イのほか、次に掲げる上場株式等

(イ) 居住者等が開設する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を発行した法人の分割（分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限ります。）により取得するその分割承継法人又は分割承継親法人の株式で、その株式の非課税管理勘定又は継続管理勘定への受入れを、振替記載等をする方法により行うもの（旧措令25の13の8⑰において準用する措令25の13⑩五）

(ロ) 未成年者口座内上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、未成年者口座内上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

③ 継続管理勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

イ その口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内にその継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、その移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円を超えないもの

ロ 上記②ロの上場株式等

④ その他一定の事項

(5) 非課税管理勘定の意義

非課税管理勘定とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成28年から平成35年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤三）。

(6) 継続管理勘定の意義

継続管理勘定とは、未成年者口座管理契約に基づき振替記載等がされる上場株式等につき、その振替記載等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成36年から平成40年までの各年（その居住者等が、その年1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられるものをいいます（措法37の14の2⑤四）。

(7) 未成年者口座年間取引報告書の提出等

金融商品取引業者等は、その年においてその金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座で非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられていたものがある場合には、その未成年者口座を開設した居住者等の各人別に、その未成年者口座を開設した居住者等の氏名、住所及び個人番号、その年中にその未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額その他の事項を記載した未成年者口座年間取引報告書を未成年者口座ごとに作成し、その年の翌年1月31日までに、その金融商品取引業者等のその未成年者口座が開設されていた営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（措法37の14の2②⑦、措規18の15の11①）。

また、未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する居住者等の基準年（その居住者等が3

月31日において18歳である年をいいます。）の前年12月31日までにその未成年者口座又は課税未成年者口座につき契約不履行等事由（未成年者口座から上場株式等の払出しがあったこと等、遡及課税の対象となる事由をいいます。）が生じた場合には、その未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等は、契約不履行等事由が生じた日の属する月の翌月末日までにその居住者等に未成年者口座年間取引報告書を交付しなければならないこととされています（措令25の13の8②③）。

2 改正の内容

(1) 未成年者口座内上場株式等の移管手続の簡素化

① 非課税期間満了時の上場株式等の移管に係る移管時の価額の上限額の撤廃

改正前の制度では、非課税管理勘定から他の年分の非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管ができる上場株式等は、その移管の時における価額が80万円以下のものとされていましたが、非課税口座に係る措置（前述一2(2)①参照）と同様に、移管に係る事務処理を円滑にする観点から、5年間の非課税期間の満了に伴い移管する上場株式等でその満了時に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管するものについては、移管時の上場株式等の価額の上限額を撤廃し、全ての上場株式等の移管をすることができることとされました。具体的には、次に掲げる上場株式等については、その移管時の上場株式等の価額にかかわらず、全ての上場株式等を非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管することができることとなります（措法37の14の2⑤二口(2)・ハ(2)、措令25の13の8③④）。

イ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定に移

管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定が設けられる日に移管がされるもの

ロ 継続管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その継続管理勘定が設けられる日に移管がされるもの

なお、移管先の非課税管理勘定又は継続管理勘定において上場株式等を受け入れることができる上限額は、80万円からこの移管に係る払出し時の金額を控除した金額となります。したがって、その移管をした上場株式等の払出し時の金額が80万円を超えている場合には、その移管をした年分の非課税管理勘定には新たに取得する上場株式等を受け入れることはできません。また、非課税期間の満了時以外に上場株式等の移管を行う場合には、これまでどおり、その移管時における価額が80万円までの上場株式等を移管することができます（措法37の14の2⑤二口(1)・ハ(1)）。

② 未成年者口座内上場株式等移管依頼書の電磁的方法による提出

非課税管理勘定又は継続管理勘定に上場株式等を移管する際には、金融商品取引業者等の営業所の長に、その移管を依頼する旨、移管する上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他一定の事項を記載した未成年者口座内上場株式等移管依頼書を提出することとされていますが、この依頼書は、これまで電磁的方法（インターネットや電子メール等を利用した方法）による提出はできないこととされてきました。今回の改正では、この依頼書の提出に係る手続を簡便化する観点から、特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われる場合には、電磁的方法による未成年者口座内上場株式等移管依頼書に記載すべき事項の提供ができることとされました（措令25の13の8③④、措規18の15の10③）。

(注) 上記の特定署名用電子証明書等とは、①署名用電子証明書及び②その署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた情報で、その署名用電子証明書に係る者の氏名、生年月日及び住所に係るものが記録された電磁的記録をいいます（措規18の12①二）。

(2) 未成年者口座年間取引報告書の記載事項の改正

上記(1)①の改正に伴い、未成年者口座に満期移管上場株式等（上記(1)①イ又はロの他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日に設けられる非課税管理勘定又は継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、その非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられる日に移管がされるものをいいます。）を受け入れた場合には、その満期移管上場株式等を他の未成年者口座内上場株式等と区分するとともに、非課税管理勘定又は継続管理勘定ごとの種類別及び銘柄別の数又は口数並びに取得対価の額の合計額及び総額を記載しなければならないこととされました（措規18の15の11②、別表第七（三））。

(3) 株式分配に係る改正

非課税口座に係る措置（前述一2(3)参照）と同様に、上記1(4)の未成年者口座管理契約に基づき非課税管理勘定又は継続管理勘定に受け入

れることができる上場株式等の範囲に、居住者等が開設する未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を発行した法人の行った株式分配（個人の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限ります。）により取得する完全子法人の株式で、その完全子法人の株式の非課税管理勘定又は継続管理勘定への受入れを、振替記載等をする方法により行うものが追加されました（措令25の13の8⑰において準用する措令25の13⑱五の二）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)①の改正は、平成32年12月31日以後に非課税期間が満了する上場株式等について適用されます（措法37の14の2①⑤）。
- (2) 上記2(1)②の改正は、平成29年10月1日から施行されます（改正措令附則1三、改正措規附則1三）。
- (3) 上記2(2)の改正は、平成30年以後の各年において金融商品取引業者等に開設されている未成年者口座に係る報告書について適用され、平成29年以前の各年において金融商品取引業者等に開設されていた未成年者口座に係る報告書については従前どおりとされています（改正措規附則5②）。
- (4) 上記2(3)の改正は、法人の株式分配で平成29年4月1日以後に行われるものにより未成年者口座に受け入れる完全子法人の株式について適用されます（改正措令附則14②）。

三 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例

- ① 居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、上場株式等保管委託契約に基づき特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合には、それぞれの特定口座）に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替口座簿をいいます。）に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている上場株式等（以下「特定口座内保管上場株式等」といいます。）の譲渡をした場合には、その特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とその特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3①、措令25の10の2①前段）。
- ② 信用取引又は発行日取引（以下「信用取引等」といいます。）を行う居住者等が、上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とその信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算することとされています（措法37の11の3②、措令25の10の2③）。
- ③ 特定口座とは、居住者等が、上記の特例の適用を受けるため、金融商品取引業者等の営業所に、その口座の名称、その口座に設ける勘定の種類、上記の特例の適用を受ける旨そ

の他一定の事項を記載した特定口座開設届出書を提出して、その金融商品取引業者等との間で締結した上場株式等保管委託契約又は上場株式等信用取引等契約に基づき設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は上場株式等の信用取引等に係る口座（その口座においてこれらの契約及び上場株式配当等受領委任契約に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。）をいうこととされています（措法37の11の3③一）。

- ④ この上場株式等保管委託契約は、居住者等が金融商品取引業者等と締結した上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「振替記載等」といいます。）に係る契約で、その契約書において次の事項が定められているものとされています（措法37の11の3③二、旧措令25の10の2⑥⑦⑨～⑳）。

イ 上場株式等の振替記載等はその振替記載等に係る口座に設けられた特定保管勘定において行うこと。

ロ その特定保管勘定においてはその居住者等の次に掲げる上場株式等のみを受け入れること。

(イ) 特定口座開設届出書の提出後に、その金融商品取引業者等への買付けの委託等により取得をした上場株式等又はその金融商品取引業者等から取得をした上場株式等で、その取得後直ちにその口座に受け入れるもの

(ロ) 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法人の株主等がその法人の分割（分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人の株式のいずれか一方のみの交付が

されるものに限ります。)により取得するその分割承継法人又は分割承継親法人の株式で、その株式の特定口座への受入れを、振替記載等をする方法により行うもの(旧措令25の10の2⑭九)

イ) 居住者等有する上場株式等以外の株式等につき法人の株主等がその法人の上記(ロ)の分割により取得する分割承継法人又は分割承継親法人の株式で、その取得する株式の全てを、その分割の日に特定口座(その居住者等がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その株式の取得の日及び取得に要した金額を証する書類その他の一定の書類を提出した場合におけるその特定口座に限ります。)に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又はその特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの(旧措令25の10の2⑭十九)

ロ) 特定口座内保管上場株式等について行われた株式又は受益権の分割又は併合により取得する上場株式等や、特定口座内保管上場株式等を発行した法人の合併により取得する合併法人又は合併親法人の株式など、一定の事由により取得する上場株式等

ハ) その他一定の事項

(2) 特定口座年間取引報告書の交付等

① 金融商品取引業者等は、その年において開設されていた特定口座がある場合には、その特定口座を開設した居住者等の氏名及び住所、その年中にその特定口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、その上場株式等の取得費の額、その譲渡に要した費用の額、その譲渡に係る所得の金額又は差益の金額、その特定口座に受け入れた上場株式等の配当等の額その他一定の事項を記載した特定口座年間取引報告書を2通作成し、原則としてその年の翌年1月31日までに、1通をその金融

商品取引業者等の特定口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出し、他の1通をその居住者等に交付しなければならないこととされています(措法37の11の3⑦)。

② 金融商品取引業者等は、特定口座を開設した居住者等への書面による特定口座年間取引報告書の交付に代えて、その居住者等の承諾を得て、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法(インターネットや電子メール等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。)により提供できることとされています(措法37の11の3⑨)。

ただし、居住者等が特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供を受けた場合でも、その居住者等が提出する確定申告書には、別途書面により交付を受けた特定口座年間取引報告書を添付しなければならないこととされていました(所法120③三、166、所令262⑤、293、旧措令4の2⑨⑪、25の9⑭⑮、25の11の2⑭⑯、25の12の2⑰⑱)。

(3) 特定口座異動届出書の記載事項

特定口座開設届出書の提出をした居住者等が、その提出後、①氏名、住所若しくは個人番号の変更をした場合、②個人番号が初めて通知された場合、③既に開設されている特定口座に新たに特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定を設定する場合又は④特定口座に設けられている特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定を廃止する場合(特定口座廃止届出書を提出する場合を除きます。)には、その者は、遅滞なく、その旨及びその者の氏名、生年月日、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては氏名、生年月日及び住所)その他一定の事項を記載した特定口座異動届出書を、その特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならないこととされていました(措令25の10の4①前段、旧措規18

の12の2①）。

2 改正の内容

(1) 株式分配に係る改正

平成29年度税制改正では、株式分配が組織再編税制の対象となる組織再編成の対象とされました。この組織再編税制の改正の一環として、個人株主が所有する株式について株式分配により完全子法人の株式が交付された場合に、その株式分配が、その現物分配法人の株主等に完全子法人の株式のみの交付がされるもので、その株式がその現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されるものであるときは、その所有する株式に対する譲渡益課税を繰り延べることとされたところです（措法37の10等）。この改正に伴い、特定口座制度について次の改正が行われました。

① 上記1(1)④の上場株式等保管委託契約に基づき特定口座に受入れ可能な上場株式等の範囲に、次の上場株式等が追加されました。

イ 居住者等が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等につき法人の株主等がその法人の行った株式分配（上記の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限り）により取得するその完全子法人の株式で、その完全子法人の株式の特定口座への受入れを、振替記載等をする方法により行うもの（措令25の10の2⑭九の二）

ロ 居住者等有する上場株式等以外の株式等につき法人の株主等がその法人の行った株式分配（上記の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限り）により取得する完全子法人の株式で、その取得するその完全子法人の株式の全てを、その株式分配の日特定口座（その居住者等がその特定口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の長に対し、その株式等の取得の日及び取得に要した金額を証する書類そ

他の一定の書類を提出した場合におけるその特定口座に限り）に係る振替口座簿に記載若しくは記録をし、又はその特定口座に保管の委託をする方法により受け入れるもの（措令25の10の2⑭十九の二）

（注）上記ロの一定の書類は、上記1(1)④ロ
ハの法人の分割の際に提出することとされている書類と同様です（措規18の11⑩）。

② 出国口座から特定口座に移管することができる上場株式等の範囲に、出国口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又はその出国口座に保管の委託がされている上場株式等を発行した法人の行った株式分配（上記の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限り）により取得する完全子法人の株式で、その完全子法人の株式のその出国口座への受入れを、振替記載等をする方法により行うものが追加されました（措令25の10の5③五の二）。

（注）上記②の出国口座とは、特定口座開設届出書の提出をした居住者等が、その提出後、出国により居住者等に該当しないこととなる場合に、その特定口座開設届出書の提出をした金融商品取引業者等の営業所に開設されていた特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を引き続き管理する目的で、出国をした後引き続きその金融商品取引業者等の営業所に開設する口座をいいます（措令25の10の5②）。

(2) 確定申告書等に添付をすべき特定口座年間取引報告書の範囲の拡充

① 特定口座年間取引報告書に係る電磁的記録印刷書面の追加

居住者等が上場株式等に係る配当所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額を申告する際の確定申告書等に添付すべき特定口座年間取引報告書については、電子メール等を利用して送付された特定口座年間取引報告書の内容を記録した電子データを印刷し

た書面はその真正性の確保等に問題があることから、上記1(2)②のとおり、これまで確定申告書等に添付することはできないこととされてきました。この取扱いは、確定申告書に添付すべきこととされている他の書類も同様とされてきましたが、平成28年度の税制改正において、生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除等の適用を受ける際に確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際に提示をすべきこととされている書類の範囲に、電子メール等により交付を受けたその書類に記載すべき内容が記録された電子データを一定の方法により印刷した書面が追加されたところとされています。

今回の改正では、金融商品取引業者等の特定口座年間取引報告書の発行に係る事務負担を軽減し、投資家の利便性を向上させる観点から、特定口座年間取引報告書についても、生命保険料控除等に関する書類と同様の方法により、投資家である居住者等が金融商品取引業者等から送付を受けた電子データの内容を一定の方法により印刷して確定申告書等に添付をすることができることとされました。具体的には、居住者等が特定口座内において生じた配当所得の金額又は譲渡所得等の金額の確定申告をする際にその確定申告書や損失申告書に添付すべきこととされている書類の範囲に、金融商品取引業者等から送付を受けた特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した電子証明書等の情報の内容を、国税庁長官の定める方法によって出力することにより作成した書面（以下「電磁的記録印刷書面」といいます。）が追加されました（所法120③三、166、所令262⑤、293、措令4の2⑨⑪、25の9⑭⑮、25の11の2⑰⑱、25の12の2⑲⑳）。

（注1） 上記①の用語の意義は次のとおりです（所令262①②、所規47の2④）。

- 1 「電子証明書等」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の

知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいいます。）でその記録された情報について電子署名が行われているもの及びその電子署名に係る電子証明書をいいます。

- 2 「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名をいいます。

- 3 「電子証明書」とは、電子署名を行った個人を確認するために用いられる事項がその個人に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録で、商業登記法第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含みます。）の規定に基づき登記官が作成したものや民間認証局が発行する電子証明書など国税電子申告・納税システム（e-Tax）において利用することができるものをいいます。

（注2） 上記①の国税庁長官の定める方法は、今後公布される国税庁告示によって定められる予定です。

- ② 特定口座における取引に係る所得の簡便な申告

居住者等が確定申告書又は損失申告書に、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付する場合には、特定口座年間取引報告書を確定申告書又は損失申告書に添付する場合と同様に、次の措置の対象となります。

イ 特定口座における取引以外に株式等の譲渡がない年分の確定申告書又は損失申告書を提出する場合には、特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（特定口座年間取引報告書又は電磁的記録印刷書面が複数ある場合には、これらの書類及びその

合計表）の添付をもって上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付に代えることができます（措令25の10の10⑦）。

- ロ 確定申告書又は損失申告書に「上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」と併せて特定口座年間取引報告書に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（特定口座年間取引報告書又は電磁的記録印刷書面が複数ある場合には、これらの書類及びその合計表）を添付する場合には、その「上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」には、その添付する電磁的記録印刷書面に記載された上場株式等の譲渡に関する事項の記載を省略することができます（措規18の13の5⑥⑦）。

(3) 特定口座異動届出書の記載事項の改正

事務手続を簡素化する観点から、特定口座を開設している居住者等が、上記1(3)③の「既に開設されている特定口座に新たに特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定を設定する場合」

又は④の「特定口座に設けられている特定保管勘定若しくは特定信用取引等勘定を廃止する場合」に該当して特定口座異動届出書を提出する場合には、その特定口座異動届出書には、その居住者等の個人番号の記載を要しないこととされました（措規18の12の2①一）。

3 適用関係

- (1) 上記2(1)の改正は、法人の株式分配で平成29年4月1日以後に行われるものにより特定口座又は出国口座に受け入れる完全子法人の株式について適用されます（改正措令附則10、11）。
- (2) 上記2(2)の改正は、平成31年分以後の所得税について適用され、平成30年分以前の所得税については従前どおりとされています（改正措令附則4、9、12）。
- (3) 上記2(3)の改正は、平成29年4月1日以後に提出する特定口座異動届出書について適用され、同日前に提出した特定口座異動届出書については従前どおりとされています（改正措規附則5①）。

四 特定中小会社が発行した株式に係る特例等の改正

1 改正前の制度の概要

内国法人のうち、沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたものが発行する株式については、当該指定会社を特定中小会社又は特定新規中小会社として、当該株式を特定株式又は特定新規株式として、次の特例の対象とされています。

① 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等

平成15年4月1日以後に、特定中小会社の設立の際等に発行された特定株式を払込みにより取得をした一定の居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）

が、その特定株式を払込みにより取得をした場合における一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の10）及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（措法37の11）の適用については、その年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、その年中にその払込みにより取得をした特定株式（その年12月31日において有するものに限り、）の取得に要した金額の合計額を控除することとされています（措法37の13①）。

② 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等

イ 特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をした居住者等について、その特定中小会

社の設立の日からその特定中小会社の株式の上場等の日の前日までの期間内に、その特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とされるその特定中小会社の清算結了等の一定の事実が発生したときは、その事実が発生したことはその特定株式の譲渡をしたことと、その損失の金額はその特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなすこととされています（措法37の13の2①）。

ロ 確定申告書を提出する居住者等が、特定株式に係る譲渡損失の金額を有する場合には、その特定株式に係る譲渡損失の金額は、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされています（措法37の13の2④）。

ハ 確定申告書を提出する居住者等が、その年の前年以前3年内の各年において生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（上記ロの適用を受けて前年以前において控除されたものを除きます。）を有する場合には、その特定株式に係る譲渡損失の金額に相当する金額は、そ

の確定申告書に係る年分の一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、その年分のその一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除することとされています（措法37の13の2⑦）。

③ 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

居住者等が、特定新規中小会社の特定新規株式を払込みにより取得をした場合において、その居住者等がその年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するものに限り、）の取得に要した金額（その金額の合計額は1,000万円が限度とされます。）については、寄附金控除を適用することができることとされています（措法41の19①）。

2 改正の内容

上記1①から③までの特例の対象となる沖縄振興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社について、同項の規定に基づく指定期限が平成31年3月31日まで2年延長されました（措法37の13④四）。

五 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国内に住所を有する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づき、その者の勤務先を通じて預入等をした預貯金、合同運用信託、有価証券、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金（以下「財産形成住宅（年金）貯蓄」といいます。）で非課税扱いを受けようとするものについて、最初の預入等をする日までに、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書とその者の勤務先等及び預入等をする金融機関の

営業所等を経由して税務署長に提出し、かつ、預入等をする都度、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書とその者の勤務先等を経由して金融機関の営業所等に提出した場合において、その預入等をした財産形成住宅（年金）貯蓄の元本の合計額が、利子等の計算期間等を通じて、財産形成住宅（年金）貯蓄の非課税限度額を超えないときは、その財産形成住宅（年金）貯蓄の利子若しくは収益の分配又は保険若しくは共済の差益に対して所得税を課さないこととされています（措法4の2①、4の3①）。

（注） 上記の勤務先等とは、原則としてはその者

の勤務先（賃金の支払者の事務所、事業所その他これらに準ずるもので賃金の支払事務を取り扱うものをいいます。）をいいますが、その賃金の支払者が勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る事務を事務代行団体に委託している場合には、その勤務先及びその事務代行団体の事務所その他これに準ずるものをいいます。

- (2) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法に定められている要件に該当しないこととなる払出し（以下「目的外払出し」といいます。）をした場合には、払出し時の課税（払出しの日を含む計算期間等の利子等に対する課税）のほか、その払出し日前5年以内に支払われた利子等に対して遡及して課税されることとなっています（措法4の2②⑨、4の3②⑩、措令2の13二、2の31）。

(注) 上記の利子等とは、利子、収益の分配及び保険契約等に基づく一時金から払込保険料等の額を控除した金額に相当する差益をいいます。

- (3) 財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人が、勤労者財産形成年金貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法に定められている年金の支払に充てるための払出しに該当しないこととなる場合において、その払出しの事実が生じたことにつき、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情があるとき（その者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、その税務署長から交付を受けたその確認をした旨の記載がある書面をその財産形成年金貯蓄の預入等をしている金融機関の営業所等の長に提出したときに限ります。）は、その払出しの事実は目的外払出しに該当しないものとみなされ、既に支払われた利子等に対して5年間の遡及課税は行われないこととされてきました（旧措令2の33、旧措規3の14）。
- (4) また、勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく

生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約を解約したことにより支払われる解約返戻金で、財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出後に、災害、疾病その他これらに類するやむを得ない事情が生じたこと（当該やむを得ない事情が生じたことにつきその者の住所地の所轄税務署長の確認を受け、その税務署長から交付を受けたその確認をした旨の記載がある書面をその勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る金融機関の営業所等の長に提出した場合に限ります。）により支払われるものについては、その解約返戻金（剰余金又は割戻金を含みます。）について所得税を課さないこととされてきました（措法4の3①四、旧措令2の28①）。

- (5) 財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後に、退職や転任等により、不適格事由（その申告書に記載された勤務先がその提出者の勤務先に該当しないこととなったことその他一定の事由をいいます。）に該当することとなった場合には、その後は非課税の扱いを受けている財産形成住宅（年金）貯蓄の次に掲げる利子等については、上記(1)の非課税の適用をしないこととされています（旧措令2の12①）。

① 預貯金、合同運用信託又は有価証券に係る利子又は収益の分配（その利子又は収益の分配の計算期間が1年以下であるものに限ります。）のうち、不適格事由が生じた日の属するその利子等の計算期間後の計算期間に対応するもの

② 預貯金、合同運用信託若しくは有価証券に係る利子又は収益の分配（その利子又は収益の分配の計算期間が1年を超えるものに限ります。）又は生命保険、損害保険若しくは生命共済に係る契約に基づく差益のうち、不適格事由が生じた日から起算して1年を経過する日後に支払われるもの

ただし、退職や転任等の際に、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書、転職者等の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適

用申告書又は海外転勤者の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄継続適用申告書が提出されている場合には、この不適格事由から除外され、財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等について非課税扱いが継続されます。

2 改正の内容

近年災害が頻発していることを踏まえた災害に対する税制上の措置の常設化の一環として、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄の利子所得等の非課税について次の改正が行われました。

(1) 所得税の徴収が行われない災害等の事由による金銭の払出し

① 勤労者財産形成促進法では、勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金等及びその利子等については住宅の取得等に充てられ、また、勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく預貯金等及びその利子等については年金の支払に充てられること等が、それぞれその契約の要件とされています（勤労者財産形成促進法 6②一ロハ・二ロハ・三ロハ、④一ロハ・二ハニ・三ハニ）。財産形成住宅（年金）貯蓄についてこれらの要件を満たさない払出しが行われた場合には、原則として非課税の対象外とされていますが、その特則として、その払出しが次に掲げる災害等の事由に基づくものであり、かつ、その災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間にその払出しが行われたことにつき財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人の住所地の所轄税務署長の確認を受け、その所轄税務署長の確認に係る書面をその勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る金融機関の営業所等の長に提出したときは、その払出しは目的外払出しに該当しないものとみなし、その利子等に対する払出し時の課税や、その払出しの日前5年以内に支払われた利子等に対する遡及課税は行われないうこととされました（措令2の25の2、2の31）。

イ その個人がその居住の用に供している家屋であつてその者又はその者と生計を一にする親族が所有しているものについて、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたこと。

ロ その個人が医療費を支払った場合において、その者又はその支払の時ににおいてその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費の金額の合計額が200万円を超えたこと。

ハ その個人が、配偶者と死別し、若しくは離婚したこと又はその者の配偶者が生死不明となり、かつ、これらの事由が生じた日の属する年の12月31日（その者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日）においてその者が所得税法上の寡婦（扶養親族である子を有する者に限ります。）又は寡夫に該当し、又は該当することが見込まれること。

ニ その個人が、所得税法上の特別障害者に該当することとなったこと。

ホ その個人が、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者又は同法第13条第3項に規定する特定理由離職者に該当することとなったこと。

(注1) 上記ロの医療費の範囲は、医療費控除の対象となる医療費の範囲と同じです。したがって、この医療費の金額は、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される金額がある場合には、その金額を控除した後の金額になります。

(注2) 上記ハの生死不明とは、寡婦（寡夫）控除の対象となる者の範囲（所令11①各号）と同様です。

② 上記①の「所轄税務署長の確認」は、財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人から、その個人の住所地の所轄税務署長へ次に掲げる事項を記載した書面（災害等の事由が生じたことを明らかにする書類の添付がされたものに限ります。）による申出を

受けて行われます。なお、この申出は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに行われる必要があります（措規3の5⑧、3の12②）。

イ その者の氏名及び住所

ロ その者の賃金の支払者及び勤務先等の名称及び所在地

ハ 現に財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

ニ 目的外払出しに該当する事実が災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及びその災害等の事由が生じた年月日

ホ その他参考となるべき事項

③ また、上記1(4)の勤労者財産形成年金貯蓄契約に基づく生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約を解約したことにより支払われる解約返戻金についても、災害等の事由が生じた場合について同様の改正が行われました。すなわち、財産形成非課税年金貯蓄申告書の提出後に、上記①イからホまでの災害等の事由が生じたことにより生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約を解約した場合に、その災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に支払われる解約返戻金については、所得税を課さないこととされました。この場合にも、上記②と同様に、その解約がその災害等の事由に基因するものであることについて所轄税務署長の確認を受け、その所轄税務署長の確認に係る書面をその勤労者財産形成年金貯蓄契約に係る金融機関の営業所等の長に提出する必要があります（措令2の28①）。

④ 金融機関の営業所等の長は、上記②及び③の所轄税務署長の確認に係る書面を受理した場合には、その書面をその提出があった日の属する年の翌年から5年間保存しなければなりません（措令2の25④、2の31、措規3の6③、3の15②）。

⑤ 上記①の措置が講じられたことに伴い、上記1(5)の不適格事由から除外される事由の範囲に、上記①ホに掲げる事由に該当したことにより上記①の措置が適用される場合が追加されました（措令2の12①）。

(2) 施行日前に払い出された財産形成住宅（年金）貯蓄の利子等に係る源泉徴収税額の還付

上記(1)の改正の施行日（平成29年4月1日）前に被災して同日前に目的外払出しがあった場合の経過措置として、上記(1)①イからホまでの災害等の事由により平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に財産形成住宅（年金）貯蓄の目的外払出しを行い、財産形成住宅（年金）貯蓄に係る利子等について既に所得税が徴収されているときは、その貯蓄について財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人は、平成30年3月31日までに納税地の所轄税務署長に対して次に掲げる事項を記載した還付請求書を提出することにより、その徴収された所得税の還付を受けることができることとされました（改正措令附則2②～④、改正措規附則2）。なお、この還付請求書には、次の④及び⑤に掲げる事項を証する書類の添付が必要となります。

① その個人の氏名及び住所

② その個人の勤務先等の名称及び所在地

③ 還付に係る財産形成住宅（年金）貯蓄の受入れをしていた金融機関の営業所等の名称及び所在地

④ 源泉徴収された所得税の額及びその徴収の年月日

⑤ 目的外払出しに該当する事実が災害等の事由に基因するものであることについての事情の詳細及びその災害等の事由が生じた年月日

⑥ その他参考となるべき事項

(注1) 所得税と併せて徴収された復興特別所得税についても、同時に還付請求をすることとされています（改正措令附則2⑤⑥）。

(注2) この還付請求に係る還付金について還付

加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる期間は、還付の請求があった日後1月を経過する日の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とされます（改正措令附則2③）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、平成29年4月1日以後に

発生する目的外払出し又は同日以後に支払われる解約返戻金について適用され、同日前に発生した目的外払出し又は同日前に支払われた解約返戻金については従前どおりとされています（改正措令附則2①、3）。

(2) 上記2(2)の改正は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に提出する還付請求書について適用されます（改正措令附則2②）。

六 配当所得の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 配当所得とは、配当等に係る所得をいいますが、この配当等とは、法人（公益法人等及び人格のない社団等を除きます。）から受ける次に掲げるもの（適格現物分配に係るものを除きます。）をいうこととされてきました（旧所法24①）。

- ① 剰余金の配当（株式又は出資に係るものに限る、資本剰余金の額の減少に伴うもの及び分割型分割によるものを除きます。）
- ② 利益の配当（資産の流動化に関する法律に規定する金銭の分配を含み、分割型分割によるものを除きます。）
- ③ 剰余金の分配（出資に係るものに限ります。）
- ④ 投資信託及び投資法人に関する法律の金銭の分配（出資等減少分配を除きます。）
- ⑤ 保険業法に規定する基金利息
- ⑥ 投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配

(2) 法人の株主等がその法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額がその法人の資本金等の額又は連結個

別資本金等の額のうちその交付の基因となったその法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る金銭その他の資産は、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は金銭の分配とみなす（以下「みなし配当等」といいます。）こととされてきました（旧所法25①、旧所令61①②）。

- ① その法人の分割型分割（適格分割型分割を除きます。）
- ② その法人の自己の株式又は出資の取得（金融商品取引所の開設する市場における購入による取得その他の一定の取得及び取得請求権付株式に係る請求権の行使等による取得を除きます。）
- ③ その他一定の事由

2 改正の内容

(1) 株式分配に係る改正

平成29年度税制改正では、企業内の特定の事業部門を分離して独立した企業とするスピンオフの円滑な実施を可能とする観点等からの組織再編税制の整備が行われました。その内容として、分割法人が行っていた事業の一部を、分割型分割により新たに設立する分割承継法人が独立して行うための分割が適格分割とされるとともに、これと同様の効果があると考えられる親

法人がその株主等に対して行う子法人株式の全部の分配について、株式分配として組織再編税制の対象とされました。この改正の一環として、配当所得について次の見直しが行われました。

① 配当所得となる配当等の範囲の改正

配当所得となる配当等のうち、上記1(1)①の剰余金の配当及び②の利益の配当の範囲から、株式分配が除外されました（所法24①）。この株式分配とは、現物分配（剰余金の配当又は利益の配当に限ります。）のうち、その現物分配の直前において現物分配法人により発行済株式等（発行済株式又は出資をいい、自己が有する自己の株式又は出資を除きます。）の全部を保有されていた法人（以下「完全子法人」といいます。）のその発行済株式等の全部が移転するものをいいます（法法2十二の十五の二）。

② 配当等とみなす金額の改正

適格株式分配に該当しない株式分配により完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合に、その交付を受けた資産の価額の合計額が現物分配法人（その株式分配を行った法人）の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となったその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額に係る完全子法人の株式その他の資産については配当等とみなすこととされました（所法25①）。なお、この適格株式分配とは、完全子法人の株式のみが移転する株式分配のうち、完全子法人と現物分配法人とが独立して事業を行うための株式分配として一定の要件を満たすものをいい（法法2十二の十五の三、法令4の3⑯）、適格株式分配に該当する場合には、みなし配当等が生ずることはなく、源泉徴収も対象外です。

この適格株式分配に該当しない株式分配が行われた場合のみなし配当等の額の計算において、配当等の額とされない「現物分配法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額

うちその交付の基因となったその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額」は、株式分配に係る現物分配法人の株式分配の直前の「分配資本金額等」をその「現物分配法人の株式分配に係る株式の総数」で除して計算した金額に、「その株主等が株式分配の直前に有していたその現物分配法人の株式分配に係る株式の数」を乗じて計算します（所令61②三）。

《算式1》

$$\text{現物分配法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となったその現物分配法人の株式又は出資に対応する部分の金額} = \frac{\text{分配資本金額等}}{\text{現物分配法人の株式分配に係る株式の総数}} \times \text{その株主等が株式分配の直前に有していたその現物分配法人の株式分配に係る株式の数}$$

上記の「分配資本金額等」は、次のように計算します。

《算式2》

$$\text{分配資本金額等} = \frac{\text{株式分配の直前の現物分配法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額}}{\text{株式分配の直前の完全子法人の株式の帳簿価額}} \times \frac{\text{株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額}}$$

(注1) 株式分配の日以前6月以内に仮決算の中間申告書又は連結中間申告書を提出し、かつ、その提出した日からその株式分配の日までの間に確定申告書又は連結確定申告書を提出していなかった場合には、算式2の分数の分母は、その中間申告書又は連結中間申告書に係る中間期間の終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額とします。

(注2) 前事業年度終了の時（注1の場合には、中間期間の終了の時）から株式分配の直前の時までの間に資本金等の

額若しくは連結個別資本金等の額又は利益積立金額若しくは連結個別利益積立金額（法人税法施行令第9条第1項第1号若しくは第6号又は第9条の2第1項第1号若しくは第4号に掲げる金額、すなわち期末の増減項目と投資簿価修正額を除きます。）が増加し、又は減少した場合には、算式2の分数の分母の金額は、その増加した金額を加算し、又はその減少した金額を減算した金額とします。

(注3) 負債には新株予約権を含みます。

(注4) 算式2について、株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額が0以下である場合には、上記分数の割合は0とし、株式分配の直前の資本金等の額又は連結個別資本金等の額及び分子の金額が0を超え、かつ、分母の金額が0以下である場合には上記分数の割合は1とします。また、上記分数の割合は小数点以下3位未満の端数がある場合にはこれを切り上げます。

(注5) 算式2の分数の分子の金額が分母の金額を超える場合（分母の金額が0に満たない場合を除きます。）には、分子の金額は分母の金額と同じ金額とします。

(2) みなし配当等が生ずる事由となる自己株式の取得に関する改正

上記1(2)②の自己の株式の取得から除外される事由の範囲に、全部取得条項付種類株式を発

行する旨の定めを設ける定款等の変更に反対する株主等の買取請求に基づく買取りが追加されました（所令61⑩十）。

(注1) 上記の「全部取得条項付種類株式」とは、ある種類の株式について、これを発行した法人が株主総会その他これに類するものの決議（以下「取得決議」といいます。）によってその全部の取得をする旨の定めがある場合のその種類の株式をいいます（所法57の4③三）。

(注2) 上記の「買取り」は、買取請求の時ににおいて、全部取得条項付種類株式の取得決議に係る取得対価の割当てに関する事項がその株主等に明らかにされている場合におけるその買取りに限ることとされ、この取得対価の割当てに関する事項はその株主等に交付するその買取りをする法人の株式の数が一に満たない端数となるものに限ることとされています。また、「株主等に明らかにされている場合」からは、交付を受ける株式の価額と譲渡をした株式の価額とがおおむね同額となっていないと認められる場合を除くこととされています（所令61⑩十）。

3 適用関係

(1) 上記2(1)の改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます（改正法附則5）。

(2) 上記2(2)の改正は、平成29年10月1日以後の買取りについて適用されます（改正所令附則4①）。

七 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

① 申告分離課税の特例

居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が、平成28年1月1日以後に一般株式等（株式等のうち上場株式等以外のものをいいます。）の譲渡

（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその一般株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の一般株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%（他に個人住民税5%）相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の10①）。

（注）上記の「上場株式等」とは、株式等で金融商品取引所に上場されているものその他これに類する一定のもの、投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの、特定投資法人の投資口その他の株式等をいいます（措法37の11②）。

② 収入金額とみなされる金額

一般株式等を有する居住者等がその一般株式等につき交付を受ける次に掲げる金額（配当等とみなされる部分の金額を除きます。）及び法人の新株予約権者がその法人の合併等により新株予約権に代えて交付を受ける金銭の額等は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、課税することとされています（旧措法37の10③）。

イ 法人の株主等がその法人の分割（分割対価資産として分割承継法人の株式若しくは出資又は分割承継法人との間にその分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係がある法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の資産の交付がされなかったものを除きます。）により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額

ロ その他一定の金額

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例

① 申告分離課税の特例

居住者等が、平成28年1月1日以後に上場株式等の譲渡（有価証券先物取引の方法により行うもの並びに法人の自己の株式又は出資の取得及び公社債の買入れの方法による償還に係るものを除きます。）をした場合には、その上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と区分し、その年中のその上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額（以下「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」といいます。）に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（各種所得控除をした後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額をいいます。）の15%（他に個人住民税5%）相当額の所得税を課する（申告分離課税）こととされています（措法37の11①）。

② 収入金額とみなされる金額

上場株式等を有する居住者等がその上場株式等につき交付を受ける上記(1)②イ及びロに掲げる金額（配当等とみなされる部分の金額を除きます。）及び法人の新株予約権者がその法人の合併等により新株予約権に代えて交付を受ける金銭の額等は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、課税することとされています（旧措法37の11③）。

2 改正の内容

組織再編税制の対象となる組織再編成に株式分配を追加する措置の一環として、上記1(1)②及び(2)②の株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額について、法人の株式分配に係る措置が講じられました。すなわち、所有株式を発行した法人の株式分配により株主等が完全子法人の株式のみの交付を受ける場合は、その株式分配による価値の移転部分に対する譲渡益課税は行わないこととする一方で、株式分配により完全子法人の株式以外の資産の交付を受ける場合は、その

交付を受ける金銭その他の資産の価額は、配当等とみなされる部分の金額を除き、所有株式に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなすこととされました。

具体的には、上記1(1)②又は(2)②の一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額の範囲に、法人の株主等がその法人の行った株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（配当等とみなされる部分の金額を除きます。）が追加されました（措法37の10③三、37の11③）。ただし、その法人の株主等に完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかった株式分配で、その株式又は出資が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のう

ちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたものについては、株式の所有実態に変化がないものと考えられることから、その株式分配により交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされず、譲渡益課税が繰り延べられます。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます（改正法附則52）。

八 株式分配により取得した株式等の取得価額の計算規定の創設

1 改正前の制度の概要

居住者の有価証券について、その者の事業所得若しくは雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額を算定する場合にその有価証券の評価額の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の①から⑥までに掲げる有価証券の区分に応じそれぞれ次に定める金額とされています（所法48、所令105、109、118）。

- ① 金銭の払込みにより取得した有価証券（下記③に該当するものを除きます。）……その払込みをした金銭の額
- ② 特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式……譲渡についての制限が解除された日における価額
- ③ 発行法人から譲渡制限その他特別の条件が付された新株予約権等を与えられた場合（株主等として与えられた場合を除きます。）におけるその新株予約権等の権利行使により取得した有価証券……その有価証券の権利行使

の日における価額

- ④ 発行法人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得したその発行法人の株式（出資及び投資口を含みます。）又は新株予約権のうち、その発行法人の株主等として与えられる場合のその株式又は新株予約権……零
- ⑤ 購入した有価証券……その購入の代価
- ⑥ 上記①から⑤までに掲げる有価証券以外の有価証券……その取得の時におけるその有価証券の取得のために通常要する価額

2 改正の内容

株主等に完全子法人の株式のみが交付されること等の要件を満たす株式分配については、前述「七 一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の改正」の2のとおり譲渡益課税が繰り延べられますが、その交付された完全子法人の株式の取得価額については、株式分配が行われる前から所有していたその株式分配に係る現物分配法人の株式の取得価額との付替え計算を行うこととされました。

(1) 株式分配により交付を受けた完全子法人の株式の取得価額

① 完全子法人の株式以外の資産が交付されなかった場合

居住者が所有する株式（以下「所有株式」といいます。）を発行した法人（すなわち現物分配法人）の株式分配により完全子法人の株式以外の資産の交付を受けた場合には、完全子法人の株式を含むその交付を受ける金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額については、配当等の額とみなされる部分を除き、一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額又は上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして譲渡益課税が行われます（措法37の10③三、37の11③）。ただし、株式分配により完全子法人の株式のみが交付された場合には、株式の所有実態に変化がないものと考えられることから、株式分配による価値の移転部分に対しては譲渡益課税は行わず、その交付された完全子法人の株式については所有株式との取得価額の付替え計算を行うこととされました（所令113の2①）。株式分配後の完全子法人の株式の取得価額は、次の算式により計算します。

《算式》

完全子法人株式1株当たりの取得価額

$$= \frac{\text{所有株式1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合}}{\text{所有株式1株について取得した完全子法人株式の数}} + \left(\begin{array}{l} \text{完全子法人株式} \\ \text{1株当たりのみ} \\ \text{なし配当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{完全子法人株式} \\ \text{1株当たりの取} \\ \text{得費用の額} \end{array} \right)$$

※ 上記の純資産移転割合は、次により計算した割合です。

$$\text{純資産移転割合} = \frac{\text{株式分配の直前の完全子法人の株式の帳簿価額}}{\text{株式分配の日の属する事業年度の前事業年度終了の時の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額}}$$

(注1) 株式分配に係る完全子法人の株式がそ

の株式分配に係る現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有するその現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されない場合には、その株式分配は、この付替え計算が適用される株式分配に該当せず、その完全子法人の株式の取得価額は、次の②によることとなります（所令113の2③）。

(注2) 所有株式を発行した法人が株式分配を行った場合には、その所有株式を有していた個人に対し、その株式分配に係る純資産移転割合を通知しなければならないこととされています（所令113の2④）。

② 完全子法人の株式以外の資産が交付された場合

この場合には、完全子法人の株式及びその他の資産の額を収入金額としてその交付の時に株式譲渡益課税が行われることから、取得した完全子法人の株式の取得価額は、その取得の時にけるその有価証券の取得のために通常要する価額となります（所令109①六）。

(2) 所有株式の取得価額

所有株式を発行した法人の行った株式分配によりその居住者が完全子法人の株式その他の資産の交付を受けた場合には、その株式分配が上記(1)①に該当する場合には所有株式の取得価額の一部が完全子法人の株式に付け替えられ、上記(1)②に該当する場合にはその完全子法人の株式の交付時における一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、所有株式の取得価額の一部が必要経費又は取得費として控除されることから、その株式分配のあった日の属する年以後の各年における所有株式1株当たりの取得価額は、次の算式により計算します（所令113の2②）。

《算式》

※ 純資産移転割合については、上記(1)①を参照。

$$\text{所有株式1株当たりの取得価額} = \text{所有株式1株の従前の取得価額} - \left(\text{所有株式1株の従前の取得価額} \times \text{純資産移転割合} \right)$$

(参考) 株式分配が行われた場合における個人株主の課税関係

区 分		みなし配当課税	株式等譲渡益課税	取得価額の計算（1株当たり）	
				従来所有株式	完全子法人株式
完全子法人株式以外の資産の交付なし	税制適格	課税対象外 〔所法25①三〕	課税対象外 （全額繰延べ） 〔措法37の10③三〕	所有株式1株の従前の取得価額－（所有株式1株の従前の取得価額×純資産移転割合） 〔所令113の2②〕	（所有株式1株の従前の取得価額×純資産移転割合）÷（所有株式1株について取得した完全子法人株式の数）＋完全子法人株式1株当たりのみなし配当額＋完全子法人株式1株当たりの取得費用の額 〔所令113の2①〕
	税制非適格	課税対象 〔所法25①三〕			
完全子法人株式以外の資産の交付あり	税制非適格	交付を受ける「完全子法人株式及びその他の資産の価額の合計額」が法人の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときに、その超える部分の金額が配当等とみなされる。	課税対象 〔措法37の10③三〕	同上	取得のために通常要する価額（時価） 〔所令109①六〕

(注) 純資産移転割合とは、株式分配前の簿価純資産価額のうち完全子法人の株式の帳簿価額の占める割合をいう〔所令61②三〕。

(3) 株式分配により交付する株式の数に一に満たない端数がある場合の所得計算

株式分配に係る現物分配法人が株式分配によりその株主等に交付すべき完全子法人の株式の数に一に満たない端数が生ずる場合において、その端数に応じて金銭が交付されるときは、その端数に相当する部分は、完全子法人の株式に含まれるものとして、その株主等の各年分の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算を行います（所令83の2③）。

これにより、完全子法人の株式が交付される株式分配において、完全子法人の株式の一に満

たない端数に応じて金銭が交付された場合には、その金銭は完全子法人の株式に含まれるものとして、その株式分配が、現物分配法人の株主が有する所有株式の譲渡益課税を繰り延べる株式分配の要件に該当するか否かの判定を行うこととなります。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます（改正所令附則7①、9）。

九 交付金銭等の受領者の告知及び支払調書の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 交付金銭等の受領者の告知

国内において交付金銭等の交付を受ける者は、その交付を受けるべき時まで、その都度、その者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を、交付金銭等の交付者に告知しなければならないこととされています。なお、これらの事項を告知する際には、交付者に本人確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければなりません（所法224の3③、所令345③～⑥、所規81の24～81の27）。

(2) 交付金銭等の支払調書

居住者等に対し国内において交付金銭等の交付をする者は、その交付の基因となった事由ごとに、その支払の確定した日の属する年の翌年1月31日までにその交付金銭等の交付を受ける者の各人別に、交付金銭等の支払調書を、その交付をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその交付金銭等の交付事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています（所法225⑩、所規90の3）。

(3) 交付金銭等の範囲

上記(1)及び(2)の交付金銭等とは、次に掲げる資産（配当等とみなされる部分の金額を除きます。）及び法人の新株予約権者がその法人の合併等により新株予約権に代えて交付を受ける金

銭をいうこととされていました（旧所令345①②）。

- ① 法人の株主等がその法人の分割（分割対価資産として分割承継法人の株式若しくは出資又は分割承継親法人の株式若しくは出資のいずれか一方の株式又は出資以外の資産の交付がされなかったものを除きます。）により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産
- ② その他一定の金銭その他の資産

2 改正の内容

株式分配により完全子法人の株式及びその他の資産の交付を受けた場合には、その株式分配による価値の移転部分に対して譲渡益課税を行うこととされたことに伴い、上記1(3)の交付金銭等の範囲に、法人の株主等がその法人の行った株式分配（その法人の株主等に完全子法人の株式又は出資以外の資産の交付がされなかったもので、その株式又は出資が現物分配法人の発行済株式等の総数又は総額のうちに占めるその現物分配法人の各株主等の有する現物分配法人の株式の数又は金額の割合に応じて交付されたもの、すなわち、株式譲渡益課税が繰り延べられる株式分配を除きます。）により交付を受ける金銭及び金銭以外の資産が追加されました（所令345①三）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます（改正所令附則13）。

十 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例

国外転出をする居住者が、その国外転出の時

において有価証券又は匿名組合契約の出資の持分（以下「有価証券等」といいます。）を有する場合には、その者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、

その国外転出の時に、その国外転出の時ににおける有価証券等の価額に相当する金額その他一定の金額によりその有価証券等の譲渡があったものとみなして所得税が課税されます（所法60の2）。

① 譲渡等により有価証券等の価額が下落した場合の課税所得の修正

国外転出の日の属する年分の所得税について上記の課税の適用を受けた個人で納税の猶予（所法137の2①②）を受けている者（その相続人を含みます。以下「納税猶予適用者」といいます。）が、その納税の猶予に係る満了基準日まで、その国外転出の時から引き続き有している有価証券等の譲渡又は限定相続等による移転をした場合において、その有価証券等の譲渡に係る譲渡価額又は限定相続等の時におけるその有価証券等の価額に相当する金額が国外転出の時に課税された価額に相当する金額を下回るときは、その下回る価額により国外転出の時にその有価証券等を譲渡したものとみなして、国外転出の日の属する年分の所得税の再計算をすることができます（所法60の2⑧）。

この再計算をする場合に、その有価証券等が、有価証券等を発行した法人の合併、分割等の事由（個人の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限ります。以下同じです。）により国外転出の時後に取得した合併法人の株式や分割承継法人の株式などである場合には、国外転出時評価額（有価証券等をその種類及び銘柄の異なるごとに区分し、その個人の国外転出の時における有価証券等の価格をその国外転出の時に有するその有価証券等の単位数で除して計算した金額をいいます。）について一定の調整計算を行った上で、この再計算の適用の可否の判定をします（旧所令170⑤⑥）。

② 納税の猶予に係る期間の満了日における価格下落

納税猶予適用者が国外転出の時から引き続き有している有価証券等の納税の猶予に係る期間の満了日における価額に相当する金額が、国外転出の時にその有価証券等を譲渡したものとみなして、国外転出の日の属する年分の所得税の再計算をすることができます（所法60の2⑩）。なお、国外転出の後に、その有価証券等を発行した法人の合併、分割等の事由が生じた場合には、国外転出時評価額について一定の調整計算を行った上で、この再計算の適用の可否の判定をします（旧所令170⑤⑥）。

③ 所有する有価証券等を発行した法人の分割等があった場合の取扱い

個人が国外転出の後に、課税対象となった株式を発行した法人の分割型分割で個人の株式譲渡益課税が繰り延べられるものその他一定の事由により取得した有価証券等は、その者が引き続き所有していたものとみなすこととされています（所法60の2⑪、旧所令170⑦）。したがって、法人の分割型分割等により取得した株式についても上記①及び②の減免措置を適用することができます。

(2) 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例

居住者の有する有価証券等が、贈与、相続又は遺贈（以下「贈与等」といいます。）により非居住者に移転した場合には、その居住者の事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その贈与等の時に、その時における価額に相当する金額により、その移転した有価証券等の譲渡があったものとみなして所得税が課税されます（所法60の3①）。

この贈与等の時における課税の適用を受けた有価証券についても、上記(1)①から③までと同様の課税の減免措置等が設けられています（所法60の3⑧⑪⑫）。

2 改正の内容

株式分配により完全子法人の株式以外の資産が交付されない場合には、その株式分配を行った法人の株式（所有株式）について個人の株式譲渡益課税が繰り延べられることとなったことに伴い、上記(1)③の国外転出の時から株式を引き続き所有していたものとみなされる一定の事由の範囲に株式分配（個人の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限ります。以下同じです。）が追加されるとともに、国外転出時評価額の調整計算について次の改正が行われました。

(1) 完全子法人の株式

国外転出の時に有していた株式について、その国外転出の時にその株式を発行した法人の株式分配により完全子法人の株式を取得した場合には、その完全子法人の株式の国外転出時評価額は、次の算式に基づき調整計算した金額によって、上記1(1)①及び②の減免措置の適用の可否を判定することとされました（所令170⑤十の二、⑥）。

《算式》

$$\text{完全子法人の株式1株当たりの国外転出時評価額} = \frac{\text{所有株式1株の従前の国外転出時評価額} \times \text{純資産移転割合}}{\text{所有株式1株について取得した完全子法人の株式の数}}$$

(2) 所有株式

所有株式（株式分配の前から引き続き所有している株式分配を行った法人の株式）の国外転出時評価額については、次の算式に基づき調整計算することとされました（所令170⑤十の二、⑥）。

《算式》

$$\text{所有株式1株当たりの国外転出時評価額} = \text{所有株式1株の従前の国外転出時評価額} - \left(\text{所有株式1株の従前の国外転出時評価額} \times \text{純資産移転割合} \right)$$

※ 上記の「純資産移転割合」については、前述「八 株式分配により取得した株式等の取得価額の計算規定の創設」の2(1)をご参照ください。

(注) 上記1(2)の「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」についても、上記(1)及び(2)と同様の改正が行われています（所令170の2②③）。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に行われる株式分配について適用されます（改正所令附則11）。

十一 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の改正

1 改正前の制度の概要

会社法若しくは旧商法の規定に基づく決議により新株予約権（無償で発行されたものに限ります。）若しくは新株引受権若しくは株式譲渡請求権を与えられる者とされたその付与決議のあった株式会社若しくはその株式会社がその発行済株式若しくは出資の総数の100分の50を超える数若し

くは金額の株式若しくは出資を直接若しくは間接に保有する関係にある法人の取締役等又はその取締役等の相続人が、その付与決議に基づきその株式会社とその取締役等との間に締結された契約により与えられた特定新株予約権等をその契約に従って行使することによりその特定新株予約権等に係る株式の取得をした場合には、その株式の取得に係る経済的利益については、所得税を課さない

こととされています（措法29の2①本文）。

2 改正の内容

- (1) 分割等株式（上記1の非課税の適用を受けて取得した株式について、その取得の後に、その株式を発行した法人の合併や分割等の事由により取得した株式をいいます。）の範囲に、個人が上記1の非課税の適用を受けて株式を取得した後に、その株式を発行した法人が行った株式分配（個人の株式譲渡益課税の繰延べの対象となるものに限り、）により交付された完全子法人の株式が追加されました（措令19の3④、措規11の3⑤）。
- (2) 上記1の非課税の適用を受けた株式の振替口座簿への記載等をしている金融商品取引業者等が提出することとされている「特定株式等の異

動状況に関する調書」の記載事項について、その振替口座簿への記載等に係る株式のうち完全子法人の株式が含まれている場合には、完全子法人の株式と完全子法人の株式以外の株式との別に区分してその調書のそれぞれの欄に記載するとともに、完全子法人の株式に係る現物分配法人及び完全子法人の名称、本店の所在地及び法人番号を記載しなければならないこととされました（措規11の3⑫、別表第六（二））。

3 適用関係

上記2の改正は、平成29年4月1日以後に取得をする分割等株式について適用され、同日前に取得をした分割等株式については従前どおりとされています（改正措令附則7）。